



平成 29 年 9 月 20 日
自動車局環境政策課

排出ガス不正制御を明確化します

- 排出ガス不正制御の使用禁止の明確化のために基準を改正します -

「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」の最終とりまとめ（本年4月）を踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の改正により、排出ガス悪化を伴う明らかに不正な原動機制御等の具体例を示し、使用禁止を明確化します。

1. 背景

平成 27 年 9 月、排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が発覚しました。

これを受けて国土交通省及び環境省が合同で設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年 4 月に最終とりまとめを公表しました。

当該最終とりまとめにおいては、排出ガス低減装置の制御について、明らかに不正であると考えられる制御を明確化すべきとされており、今般、これに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行うことします。

2. 改正概要（改正の詳細については別紙をご覧ください。）

次に掲げる排出ガス低減装置の制御は原動機の保護のために必要な制御（保護制御）には該当せず、不正とみなし、禁止することを明確化します。

- ・ 排出ガス試験時特有の事象を基に試験中かどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験を行う場所にあるかどうかを検知して作動するもの
- ・ 排出ガス試験の所要時間と関連する時間の経過を検知して作動するもの

3. 対象とする車種

内燃機関を有する自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

4. 公布

公布：9月20日（本日）

お問い合わせ先

自動車局 環境政策課：中里・菊地

電話 03-5253-8111（内線 42522）03-5253-8604（直通）FAX 03-5253-1636